	標題	現状・課題	(流川区包括外部監査結果報告 意見	意見に対する対応状況	
I 総					
1 2	 公会計制度における現金				
P16		〇自治体の公会計制度では、例えば、資金前渡による現金を	〇将来的には、財務会計システム上、常に全ての公金	○資金前渡金は、その執行期間中、資金前渡受者が	検討中
		│ │活用し事業を執行する場合、会計管理者から所要の現金を受	を管理する仕組みを構築することが内部統制上も要求	  現金出納簿により適切に管理している。常に公金	
		   けた資金前渡受者により支出が行われて精算がなされてお	されてくることが考えられる。	(流動資産)の把握をすることは、新公会計制度の	
		り、財務会計システム上、資金前渡受者が精算を行うまで会		会計処理においても重要であり、これまで財務会計	
		計処理は行われていない制度設計になっている。		研修等で周知を図ってきたところである。	
		〇荒川区では、平成28年度から東京都方式による新公会計		〇今後も財務会計の研修等においてその意義と重	
		制度を導入し、日々仕訳による会計処理が行われ、ストック		要性を伝え、日々の記帳業務を徹底するなど、適正	
		情報やコスト情報の把握に努め、精緻な分析を始めた。		な公金把握に努める。また、公金を常に管理する財	
				務会計システム改修についても調査・研究を進め	
				る。	
2 金	<b>全種表の活用について</b>	(会計管理課)			·
P17		〇現金を取扱う際に金種表を作成することは現金管理の基	〇金種表の作成は全庁的に実施されたい。	〇現金管理については、財務会計研修等において、	対応済
		本である。本監査対象課において、金種表の作成の有無につ	Oまた、担当者のサイン等を残し、正式な書面として	適切かつ確実な管理について周知を図っていると	
		いては、ばらつきがあった。	現金管理の証憑とすることにより、現金管理の精度を	ころである。	
		○金種表の作成の有無にばらつきがあり、また、現金を確認	一層上げることが望まれる。	〇令和2年度の研修では複数の確認者が押印する	
		した担当者のサイン等を残して保管しておく等、正式な書面		標準的な金種表の様式を提示し、全庁的に金種表を	
		としての保管がなされていない。		作成するよう指導を徹底している。	
3 現	見金に関する内部統制の	) のあり方について (会計管理課)			
P17	(1) 保有する現金	〇荒川区で現金(金券を含む)を保有する課は、金額の多寡	○区民サービスの観点等から、現金管理の必要性につ	〇引き続き、口座振替の活用を積極的に促してい	検討中
	を最小限にす	を問わなければほぼ全ての課に及ぶ。	いて一定理解はできるが、少なくとも一つの課で保有	< ∘	
	る		する現金の金額は必要最小限にして、出来る限り金額	〇また、電子納付を推進することは、区民サービス	
			を減らす工夫をする必要がある。	の向上や事務の効率化等に資するものと考える。今	
			〇口座振替は様々な課で活用されているが、保有現金	後、民間事業者のキャッシュレスサービスの整備動	
			を減らすことができることから、さらに積極的に推奨	向(社会的整備)や他自治体の導入状況(自治体間	
			していくことも一つの方策である。	の汎用性)等を参考に検討していく。	
			〇また、区税や使用料など一部の手続きで電子納付が		
			可能となっているが、こうした取組は、現金保有の最		
			小化につながるのみならず、事務の簡素化にも効果が		
			あると考えられるため、今後、更なる全庁的な推進を		
			図られたい。		

	標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
3 <del>J</del>	見金に関する内部統制 <i>の</i>	)あり方について (会計管理課)			
18	(2) 現金を保有す る部署を最小 限にする	〇区政の各分野において様々な業務を担っている区においては、金額の多寡を問わなければほぼ全ての課で現金を保有している。		〇会計事務規則で、3万円以上を保有する場合は、 収支命令者の責任のもと金融機関に預ける等、現 金保有の最小化について規定されており、これまで 財務会計研修等で周知を図ってきた。 〇他にも、例えば現金を窓口で受けるのではなく出 来る限り納付書で振り込んでもらうなど、現金の保 有を減らす工夫をしている。	対応済
18	署に対する現	〇会計事務規則上では、会計管理者は、資金前渡受者に対して、預金通帳、証拠書類又は現金出納簿を臨時に調査したり、 現金の出納・保管状況について報告を求めることができるが、基本的には、現金支払後の精算の際に残高や支払額を確認するにとどまっている。	え方が一般的であることから、現金を保有している課 については、現金実査を含めた監査を定期的に実施す	〇現金を保有する各課に対し、財務会計研修等で、 現金取扱いにおける管理責任とともに、現金を扱う リスク(亡失時の損害賠償責任等)も伝え、その重 要性について自覚を促している。 〇また、前渡金未精算リストにより各課が未精算金 を確認できるよう財務会計システムを改善すると	対応済
P18		○資金前渡を受けた場合、支払期間経過後5日以内に精算しなければならない。実際に精算する際は、会計管理課において、各課が精算に係る起案文書に添付する領収書や受領書等をチェックすることで、適切に精算されていることを確認している。 ○また、現金出納簿により現金の出納状況を整理することになっており、紙帳簿で課や係単位で調製されるなどの運用となっている。 ○現在、各課にいくらの現金があるのか等、データ等による現金の出納状況について一元管理されていない。	により全体の状況が把握できるシステムづくりが望まれる。		対応済
P19	(5) 定期的なチェック体制の充 実を図る	○資金前渡を受けた現金や窓口における収納金の取扱いに	則って適正に手続きが行われているか、運用をしっか りチェックすることが内部統制上、何よりも重要とな	に「公金の取扱いに関する点検の報告について」を 発出し、各課に定期的な点検を求めているところで あるが、現金管理の一層の適正化を図るため、今後	対応済

標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
4 債権管理における	実務ベースに沿ったマニュアルの見直し(会計管理課)			
P20	〇全庁的な債権管理標準マニュアルに基づき、各課の実情に	Oより実務ベースに沿ったマニュアルとなるよう適宜	○各課マニュアルの改善状況を踏まえ、必要に応じ	対応済
	合わせて債権管理マニュアルを整備し、運用がなされてい	見直しを図る必要がある。	て全庁的な債権管理標準マニュアルへ反映してい	
	る。		るところである。その反映内容を他課に共有し、必	
			要に応じて各課のマニュアルにも反映させるなど、	
			適宜見直しを行う。	
5 限られた人員下に	おける債権管理のあり方について (会計管理課)			
P21	〇税務課や国保年金課の債権は類似しており、財産調査をは	〇滞納整理の手続きが共通していることを踏まえ、担	○債権管理に関する事務処理については、各所管課	対応済
	じめ、滞納整理の手続きは共通している。	当課が連携して事務処理を行うことも考えられ、債権	で円滑に事務処理がなされるよう、副区長をトップ	
		の優先劣後の問題はあるとしても、区全体としては最	とする債権管理委員会が中心となって調整等を行	
		適な債権管理のあり方を追求すべきである。	っている。今後においても限られた人員で最大の効	
			果があげられるよう調整等をしていく。	
 6 債権管理における	 定期的な自己点検の充実について(会計管理課)			
P21	〇各課において債権管理マニュアルを策定し、それに基づき	○債権管理についても、現金管理同様、適正に履行さ	〇毎年度の債権管理委員会で各課で実施している	対応済
	運用している。	れているか、適時確認を行っていくことが内部統制の	優良な管理事例を共有し、それを踏まえた上で各課	
		観点から重要である。	   で債権管理事務に着手しているところであり、今後	
		〇日々の運用において、自己点検等の一層の充実を図	もその取組を継続し、適正な債権管理を実施してい	
		っていくことが望まれる。	< ₀	
Ⅱ 生活福祉課におけ	る現金管理			
1 窓口払い縮減の取	り組みについて(生活福祉課)			
P30	〇荒川区では、平成30年4月から保護費の窓口払いの件数	〇職員の現金取扱の機会を減らす当該取組は望まし	〇住所不定で口座開設が困難、高齢で ATM の利用が	対応済
	を減らしており、令和元年10月時と平成30年10月時の	く、今後も口座払いに切り替える取組を推進されたい。	難しい等の理由から口座払いが困難なケースもあ	
	窓口払い件数を比較すると、おおよそ半数まで削減させてい		り、一定数窓口払いは残ってしまう可能性がある	
	る。		が、今後も口座払いへの切り替えに継続的に取り組	
			んでいく。	
2 窓口払いにおける	被保護者による現金の確認について(生活福祉課)			
P31	〇生活保護費の窓口払いについては、経理担当者から直接被	○現況では、支給する際の現金確認は難しいと考えら	〇大型レジから生活保護費を出金し、経理担当者が	検討中
	保護者に支給し、生活保護費支給予定明細書に被保護者の受	れるが、将来的に一定数まで窓口払いの件数が減少し	袋詰めし、袋の数と支給予定件数が一致するか確認	
	領印をもらっている。	た際には、被保護者に現金を確認してもらうことが望	した上で、保護費を支給しており、支給額に誤りが	
	〇しかし、多くの受給者で窓口が大変混雑するため、受給の	ましい。	ないことの確認は十分に行っている、	
	際に窓口にて支給袋を開けて被保護者に現金の確認をして		○被保護者に現金を確認してもらうためには、確認	
	もらうことはしていない。		するための部屋への動線等の諸条件の確保が可能	
			かどうか検討を進める。	

	標題現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
3 窓口払	いにおける支給袋の管理について(生活福祉課)			
P31		Oい 〇管理係の業務の多忙さからすれば、やむを得ない部開けるではあるが、誰かが持ち去ってしまう危険性もある。 〇支給袋の管理は今後の検討課題である。		対応済
P31			日から5開庁日は支給袋のまま課内で保管してい	
4 現金書				
P31	〇保護費の現金書留払いにおいては、現金書留が本人にてから約1週間で受領書が生活福祉課に返還され、管は、返還された受領書と生活保護費支給予定明細書の照行っている。 〇しかし、受領書が返還されないケースがある。このよ場合、ケースワーカーから被保護者へ返還を促している全ての受領書は入手できていない。	型係 〇受領書を入手できない場合には、少なくともどのようを うな理由でもらえないかを確認し、その理由を生活保護費支給予定明細書等に記載しておくことが望ました。	も提出できない場合は理由を記載させるように改	対応済
5 緊急払	いの資金前渡額について(生活福祉課)			
P32	区の口座から45百万円が生活福祉課長名義の緊急払	こて 〇現金管理を縮小する上でも、将来的には、適正な資い用 金前渡額にするべきであり、レジに入りきらない現金 足入 を課内金庫や大金庫に保管しているが、それらについ ても出来る限り減らすべきである。	これまでの実績を踏まえて資金前渡額の見直しを	対応済
6 緊急払	いの定期的な現金実査について(生活福祉課)			
P32			日々の確認は行っているところであるが、現金実査	対応済

	標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況
7 生	E活保護システムに	ついて(生活福祉課)		
P32		〇現在、荒川区が使用している生活保護システムは、平成1	○適切な現金管理、職員の負担軽減や正確性・効率性	〇令和2年度に生活保護システムを更改し、令和3 対応済
		3年に導入した23区で最も古いシステムである。	の向上のためにも、早期のシステム更改が不可欠であ	年度より本稼働予定である。
		〇現在のシステムでは、保護費の算定機能しかなく、また、	る。	
		ケース記録の作成や決裁等を紙媒体で行っていることから、		
		被保護者に関する情報が一元管理されていない。		
		〇なお、システム更改についての予算を要求しており、更改		
		の際には、被保護者に関する情報を一元管理することが可能		
		となるほか、現在紙媒体で行っているケース記録の作成や決		
		裁等の多岐にわたる業務の電子化により効率化が見込める		
		とのことである。		
8 5	レステム担当者と紹	E理担当者の兼任禁止及び管理係の業務分担について(生活福祉課)		
P32		〇管理係システム担当者が経理担当を兼務している状況に	〇システム担当者は、システムの動作検証や障害対応	〇システム担当者が経理担当者を兼ねることのな 対応済
		ある。	などのため、無制限のアクセス権限を保持せざるを得	いよう、事務分担の見直しを行った。
			ず、システム担当者が経理担当者を兼ねることは不正	
			防止や内部統制の観点から好ましくない。	
			〇将来的には現金預金を取扱う財務担当、経理処理や	
			レジ締めを行う経理担当、システム全般を取扱うシス	
			テム担当を別の職員とすることが望ましい。限られた	
			環境の中で難しいと思うが、不正防止のため、業務分	
			離について将来的な課題として検討されたい。	
9 返	図還金管理マニュア	プルについて (生活福祉課)		
P38		○返還金管理マニュアルでは、「返還については一括返還を	〇被保護者の状況によって分割返還の程度等は異なる	〇生活保護法上、保護費の扶助額の5%を限度額と 対応済
		原則とする」としている。	が、分割返還の基本的な考え方や判断基準を規定すべ	することを踏まえた分割返還の考え方と、生活保護
		〇他の課の債権と性質が大きく異なり、生活保護費が先渡し	きである。	法改正により可能となった生活保護費の一部を返
		のため、被保護者は既に消費してしまっていることが多い。	○返還金の入金方法や現金の管理方法、督促・催告の	還に充当することができるようになったことをマ
		そのため、一括返還は困難であり、分割返還となるケースが	発送ルールについても規定する等、より実務ベースに	ニュアルに追記し、実務ベースに沿ったマニュアル
		ほとんどである。	沿ったマニュアルを整備することが望ましい。	とした。
1 0	返還金の入金方法	-   について(生活福祉課)		
P38		〇法第63条に係る返還金については、法改正に伴い、今ま	〇被保護者の状況にもよるが、充当による返還を一層	〇被保護者に対して法改正の趣旨を説明し、本人同 対応済
		でできなかった生活保護費からの充当が認められたため、本	活用することは、現金の取扱いを減らす観点から望ま	意の上、無理のない範囲で充当による返還を求めて
		人同意の上、無理のない範囲で充当を活用する予定とのこと	しい。	いくこととした。
		である。		

標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
11 返還金受入月	報について(生活福祉課)			
P39	〇日々「現金戻入・法第63条・第78条返還金受入日報」 にて入金額を管理し、管理係長及び生活福祉課長の承認を受 けているが、月報は作成していない。	○1か月分の情報を都に報告するにあたって、管理係 長や生活福祉課長は確認を行うべきである。 ○現金の適正な管理や内部統制の観点から、日々の返	つながってしまったが、外部監査時も月報は作成し	•
	○1か月分の情報を都に報告しているが、管理係長や生活福祉課長のチェック・承認は受けていない。 ○日々の返還金レジ締め作業においては、入金額と「現金戻入・法第63条・第78条返還金受入日報」が一致することを複数の職員で確認しているものの、確認したことについて証憑が残されていない。	法第63条・第78条返還金受入日報」が一致することを複数の職員で確認した際は、職員のサイン等を記	〇返還金を含む都への月次報告についても、外部監査時も課長決裁を経て行っている。 〇日報については、確認印欄を設け、確認した複数の者が必ず押印し、証憑として残すよう改善を図っ	Ī.
			た。	
12 債務者数の把	握について(生活福祉課)			
P39	〇債権管理の状況を把握するため、毎年度末時点における調定額、収入済額、収入未済額及びそれらに係る債務者数等の状況を整理し、管理している。 〇収入済額の債務者数について、分割返済があった場合に延べ人数で積算をしている。			<b>对</b> 心済
13 債権管理につし	いて(生活福祉課)			
P39	〇他の課の債権と性質が大きく異なり、最低限の生活費を受給している状況下で返還を行っている。 〇最低限の生活費を受給している状況下で極めて少額の分割返還を行っているため、時効中断となり、収入未済額や管理件数は増え、10年以上前に発生した債権が多く残っている。	保護費からの充当、督促・催告等を適切に行うとともに、生活福祉課内で毎月の調定額、収入済額、収入未済額等の共有を行うことが望ましい。	護費からの充当等、債権管理に活用するまでに至	
14 預り金の入出会	金について(生活福祉課)			
P42	〇被保護者への預り金の受け渡しは現在、他の職員立ち会い のもと、ケースワーカーが行っている。	<ul><li>○不正防止の観点から、現金を取扱う職員の範囲は狭めるべきである。</li><li>○被保護者が窓口に来られない場合を除き、経理担当者が直接受け渡しをする方が望ましいと考える。</li></ul>	の被保護者の緊急入院等、場合に応じてケースワ	対応済

	 標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況
1 1	領り金の入出金につい		<b>心</b>	本元1~パラ゙のハラルハイヘル
	関り金の人出金につい			
P42		〇現在、預り金の出金については、支払う必要が生じる都度、		
		経理担当者が生活福祉課長名義の預り金用預金口座より出 		金から支払うおむつや弁当代などの支払先が未払
		金している。	作業として非効率である。	い金を福祉事務所に受け取りに来る日をあらかじ
			〇緊急の場合を除き、事前に1日の出金予定を経理担	め知らせるよう、ケースワーカーから引き続き伝
			当者が把握できるような仕組みづくりを行うべきであ	えるようにする。
			る。	〇被保護者が預り金を受け取りにくる場合につい
				ても、引き続き、事前連絡を周知徹底する。
P42		〇預り金の管理については、ケースワーカーごとにEXCE	○預り金・遺留金については、全体像が把握できる管	〇ケースワーカーごとに管理していたエクセルを 対応済
		Lシートで行っている。	理表を作成する必要があると考える。	一元化し、実人数での把握ができるようになり、
		〇現時点で区が預かっている総額については即時に把握で		全体像がわかるようになった。遺留金に関する管
		きるものの、人数については、延べ人数での把握となり、実		理表も作成することを検討する。
		人数について即時に把握できるものとなっていない。		
1 5	入出金の証憑書類の係	・ 民管及び入出金移動明細の被保護者への交付について(生活福	祉課)	
P42		〇保護を担当する係において、預り金に係る入出金伝票とそ	〇トラブル防止の観点等から、管理方法について課内	〇課内で統一した管理を行うこととし、被保護者 対応済
		の証憑書類の保管方法が様々であった。	で統一ルールを図るべきである。	に対して預り金の入出金異動明細を示すこととし
		○預り金の入出金移動明細も、被保護者へ渡すかどうかは各	〇被保護者に入出金の実績を証拠として示すことは重	た。
		ケースワーカーに委ねられている。	要であるため、預り金の入出金移動明細の交付につい	
			ても統一の対応を行うべきである。	
16	預金通帳の原本確認	について(生活福祉課)		
P43		〇毎月初めに、経理担当者が前月分の生活福祉課長名義の預	〇不正防止及び適正な通帳の管理のため、これまでの	〇月に1回、管理係長による通帳の原本と出入金 対応済
		り金用預金口座の通帳の写し及び入出金伝票等を決裁に付	取り組みに加えて、少なくとも月に1回は管理係長に	伝票等の照合を行うこととした。
		し、管理係長及び生活福祉課長が確認を行っている。	よる通帳の原本と出入金伝票等の照合を行うことが望	
			ましい。	
1 7	遺留金の取扱いについ	いて(生活福祉課)		
P43		〇遺留金について、令和元年10月31日時点で、現金約2	〇現金での保管は盗難リスクがあるため、預り金用預	〇大金庫で保管していた遺留金については、生活 一部対応済
		百万円を大金庫にて保管している。	金口座へ預金すべきである。	福祉課長名義の預り金用預金口座で管理すること
		○遺留金の処理については、現時点で根拠法令等がなく、国	○遺留金の処理については、国からの具体的な方針が	としし、遺留金内訳を整理し、帳簿で管理するこ
		   からの具体的な方針が定められていないため、全国の自治体	定められていないため難しいと思うが、区として処理	ととした。
		  で共通の課題となっている。	   方法を決定し、明確化することが望ましい。	〇また、遺留金の処理方法については、国や都の
				動向を注視していく。
				動向を注視していく。

	標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況
18	荒川区生活保護金銭管	・ 管理支援事業について (生活福祉課)		
P43		〇令和元年度より、業務委託にて金銭管理支援事業を開始し	〇生活福祉課では、今後は業務の内容や量に応じた金	〇令和3年度を目途に、すでに実施している他自 対応済
		ており、被保護者の同意が得られた場合、委託業者により被	額設定等を検討していきたいとのことであり、効率的	治体を参考に業務内容等に応じた複数の単価設定
		保護者の金銭管理を行っている。これにより、生活福祉課職	かつ適正な現金の管理という観点から、段階的な委託	を導入する。
		員による現金取扱いの機会を減らすことや業務の効率化を	費の導入を検討することが望ましい。	
		図っている。		
		〇ただし、1件当たりで一律の委託費が発生し、管理件数6		
		O件に対して年間1,500万円の多額なコストが発生して		
		いる。		
9	入浴券購入枚数の調整	とについて (生活福祉課)		
44		〇令和元年10月31日に入浴券の実査を行ったところ、入	〇現年度分の購入枚数を調整し、入浴券の在庫を減ら	〇令和2年度より、在庫分を考慮した枚数での購 対応済
		浴券受払簿の残数と一致していた。	すことで管理が容易になると考えられるため、令和2	入を行うこととした。
		○平成30年度からの繰越枚数分がほぼ残っている状況で	年度においては購入枚数を調整することを検討された	
		ある。	l',	
II [3	国保年金課における現金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1	金種表の書き換えについ	いて(国保年金課)		
50		〇保険料係では、レジ締め作業を行う際に金種表を用いて現	〇金種表は、現金内訳を確認した時点の金種を記載す	〇レジ締め時及び翌日の入金時のいずれの時点に 対応済
		金の確認を行っている。	るものであるため、一度作成した金種表の内容は変更	おいても確認した内容が記録に残るよう改善し
		○翌朝、つり銭をレジに入金する際、前日に作成した金種表	せず、翌日の区口座入金時においては、新たな金種表	た。
		の記載を消しゴムで消し、つり銭をレジに入金した後の金種	を作成することが望ましい。	
		内訳に書き換えている。	〇なお、現在は改善を図っている。	
2	保険料係職員のデスク和	リ用状況について (国保年金課)		
50		〇保険料係では、つり銭等のための現金を管理している。	○区の財産である現金と個人の財産が混同する危険が	〇引き続き、職員個人のデスクに金銭を置かない 対応済
		〇当該現金を取り扱う職員のデスク引き出しに、職員個人の	あるため、担当者は自身の金銭については、業務を行	よう徹底している。
		金銭が保管されていた。	うデスクなどに持ち込まないことを徹底すべきであ	
			る。	
			〇なお、現在は改善を図っている。	
3 具	オ産調査の実施基準につ	ついて(国保年金課)		
58		〇保険料の滞納処分にあたっては、納期限の到来後、概ね2	〇財産調査へ至る過程や調査対象者の選定について、	〇財産調査は、各担当者が課内で検討・確認を行 対応済
		~6か月後に財産調査を実施している。	国保年金課長の事後承認は得られているものの、財産	い策定した業務マニュアルに基づき、個々の事情
		O財産調査を実施する対象者の選定や実施時期について明	調査に関する基準について、明確化されたルールに基	(滞納者及び滞納額の状況等)を踏まえて、対象
		確な基準はなく、財産調査担当者及び各地区担当者の判断に	づき実施する必要がある。	者の抽出を行い、必要的・継続的に実施している。
		委ねられている。		〇なお、業務マニュアルは毎年度見直しを行って
				いる。

	標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
4 財産	産調査担当者の人員	数について(国保年金課)			
P58		〇財産調査担当者は1名おり、毎月約8,000件の財産調査を行っている。そのうち、財産を特定して回収することができた保険料は、令和元年10月時点で257件である。 〇財産調査の結果、差し押さえ財産がない場合には、滞納処分の執行停止を行い、その後に不納欠損処理を行っている。	の、滞納件数と比較して必ずしも十分とは言えない。 〇限られた環境の中で難しいとは思うが、財産調査担 当者の人員を確保するとともに効率的かつ効果的な財	区における平均値を上回っており、着実・的確な 滞納処分に努めている。 〇上記で示したとおり、業務マニュアルは毎年度	対応済
5 保障	険料における収入未	済額の回収について(国保年金課)			
P58		〇保険料について、平成30年度は滞納繰越分の調定額が15億円を超えていた。そのうち、不納欠損として処理された保険料は2.6億円を超えており、保険料の未回収分については、最終的には区の財源によって補填が行われる。		の処分対象となること等を含め、制度についての 周知の徹底を図っている。 〇また、少額滞納者への対応については、回収コ ストを意識し、効率的且つ効果的な方法により対	
IV 税	務課における現金管	理			
P63	ジ締め作業について	<ul><li>(税務課)</li><li>○税務係におけるレジ締め作業については、レジから出力されたレシートと納付書の原符又は各種申請書及びレジ内の現金が一致することを複数の職員で確認している。</li><li>○確認したことについて証憑が残されていない。</li></ul>			
2 金和	種表の作成について				
P63		〇金融機関へ入金する際には金種表を作成しているが、これは金融機関から入金の際に作成を求められるものであり、入金の際に金融機関に回収されるもので、現金管理の一環として作成されたものではない。	効性を高めるものであるため、今後は作成し、これに	け、確認をした複数の者がサインや押印をするこ	

標是	現状・課題	意見	意見に対する対応状況
3 徴収嘱託員	<b>員による徴収金等の確認作業について(税務課)</b>		
P64	○徴収嘱託員は滞納システムのデータを基に臨戸訪問し、住	○確認した職員のサインを記入する等、証憑を残すこ	〇徴収金等を確認した際は、確認者欄を設け、確 対応済
	民税及び滞納金の徴収を行っており、徴収嘱託員より提出さ	とが望ましい。	認をした複数の者がサインや押印をすることで、
	れた収納金、納入済通知書、原符、報告書の金額が一致して	Oなお、現在は改善を図っている。	証憑として残すように改善を図ったとこである
	いることを納税促進係の複数の職員で確認を行っている。		が、令和元年度末での徴収嘱託員制度の廃止に伴
	〇確認したことについて証憑が残されていない。		い、徴収金の確認作業も廃止となった。
4 課内金庫 <i>σ</i>	D鍵の管理について(税務課)		
P64	〇税務課内の金庫の鍵は、キャビネットにて保管されている	○金庫の鍵は、本来厳重に管理されるべきであり、業	〇金庫の鍵の管理について、ダイヤルキーを購入 対応済
	が、このキャビネットは日中施錠されていない。	務処理の円滑性を考慮した上でも、管理方法としては	し、それを用いて施錠できるキャビネットで保管
		適切さに欠けている。簡便的なダイヤルキーで施錠で	することとした。
		きるような場所に保管する等、工夫が必要である。	
		〇なお、現在は改善を図っている。	
5 還付用現金	金の管理について(税務課)		
66	〇税務係では、過誤納金の還付金として現金を取り扱ってお	○○確認した職員のサインを記入する等、証憑を残すこ	〇出納帳及び支払日計表において、確認者欄を設 対応済
	り、開庁時間終了後、現金残高及び窓口開始前の現金残高よ	とが望ましい。	け、確認をした複数の者がサインや押印をするこ
	り受領書の合計額を差し引いた金額が一致することを、複数	〇なお、現在は改善を図っている。	とで、証憑として残すように改善を図った。今後
	の職員で確認し、出納帳及び支払日計表の作成を行ってい		も継続して行う。
	る。		
	〇確認していることについて証憑が残されていない。		
6 郵券の管理	型について (税務課)		
266	〇郵券の管理については、購入後、納税促進係の複数の職員	〇確認した職員のサインを記入する等、証憑を残すこ	〇郵券の管理において、確認者欄を設け、確認を 対応済
	で領収書の金額及び購入した郵券の現物が一致することを	とが望ましい。	した複数の者がサインや押印をすることで、証憑
	確認している。また、毎月、郵券の残高と出納簿が一致する	〇なお、現在は改善を図っている。	として残すように改善を図った。今後も継続して
	ことについても納税促進係の複数の職員で確認している。		行う。
	〇確認していることについて証憑が残されていない。		
7 適切な滞約	内整理のあり方について (税務課)		
770	〇平成30年度の不納欠損処分案件について、滞納整理状況	♡現在は、滞納額や収入・支出の内容、年齢や家族構	O引き続き、滞納額等に応じた対応方法やケース 対応済
	をケース記録簿にまとめている。	成等の状況に応じた対応や、ケース記録簿への記載方	記録簿への記載方法を統一して運用することで、
	〇債権徴収のための臨戸訪問の実施や臨戸を行った際の対	法について統一しているとのことであるが、一層の徴	適切かつ効率的な滞納整理を実施していく。
	応について、ケースにより違いがあった。	収確保を図るため、今後も適切かつ効率的な滞納整理	
	〇ケース記録簿によって、執行停止事由等の記載にばらつき	を実施されるよう努められたい。	
	が見られた。		

 標題		E 元川区包括外部監査結果報告 意見	意見に対する対応状況	
	切な事務処理について(税務課)	1,2,35	12.52. 11.7 31.12 8.00	
P70	〇旧滞納システムの不備を平成30年8月のシステム更改	○適切な債権管理の観点からも、今後も是正措置に努	○新滞納システムへの移行に伴い、不備の修正を	対応済
	時に修正した。	められたい。	実施し、完了した。	
9 徴収嘱託員につい	 or (税務課)			
70	○特別区税の徴収促進のため、徴収嘱託員により、日々、臨	〇徴収嘱託員がより有効に機能するよう、臨戸徴収先	〇支払方法も拡充されている中で、徴収嘱託員の	対応済
	戸徴収を行っているが、直近3年間の徴収嘱託員の臨戸徴収	の選定方法や報酬体系等に加え、その役割自体も含め	役割について検討した結果、徴収嘱託員制度を廃	
	額は年々減少しており、口座振替の成約件数も伸び悩んでい	て検討し、債権管理の一層の適正化を図られたい。	止した。	
	る。			
	○徴収嘱託員の活動状況は報告書により把握されているも			
	のの、臨戸の訪問先は、主に、これまでも臨戸を行っていた			
	相手を中心に徴収を行っている。			
<b>V</b> 区民課(日暮里区	民事務所含む)における現金管理			
1 小災害見舞金の管	理について(庶務係)			
74	〇荒川区会計事務規則において、資金前渡を受けた者は、原	〇小災害被害を受けた区民に対し迅速に見舞金の支給	○小災害見舞金とは火災等の被害を受けた区民に	対応済
	則としてその現金を確実な金融機関に預金しなければなら	を行うため、課内金庫にて管理を行っているとのこと	給付するものなので、被害状況等の確認を関係部	
	ないとされ、例外として、直ちに支払を要する場合又は3万	であるが、適時に金融機関から出金することも可能で	署等と連携して迅速に行い、至急見舞金を給付し	
	円未満の現金についてはこの限りでないと定められている	ある。	てきたところである。	
	が、小災害見舞金については、最大20万円の見舞金を日々	〇区民課長名義の専用預金口座で管理を行う等、管理	〇引き続き、見舞金という給付内容を踏まえて、	
	課内金庫にて保管している状況である。	方法の見直しを検討されたい。	迅速な支給をするために、最大支給額である3万	
			円のみ課内金庫で管理し、それ以外の現金は区民	
			課長名義の専用預金口座を作りそこで管理するこ	
			ととした。	
2 領収書の連番管理	!について(日暮里区民事務所)			
74	〇日暮里区民事務所において、施設使用料の収納に係る領収	〇連番管理を行わないことで、領収書の不正発行が生	○領収書を適切に管理するために、連番管理を行	対応済
	書綴りを閲覧したところ、領収書に連番が付されていなかっ	じうることや、収納管理の適正性に欠けることから、	うように改善を図ったので、今後も継続して行う。	
	た。	連番管理を行うべきである。		
		Oなお、現在は改善を図っている。		
		<u> </u>		

		令和元年度荒川区包括外部監査結果報告					
標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況				
各種証明書交付	手数料における事務処理について(日暮里区民事務所)						
4	〇日暮里区民事務所における各種証明書の交付については、	〇未印字による二重処理により誤差が生じる可能性が	〇二重処理が発生しないようレジのインクを変更	対応済			
	レジにて申請書に申請内容、件数及び手数料を印字すること	あることから、適切な事務処理の徹底を図られたい。	するなどして未印字となることを防ぐとともに、				
	で、適切な交付及び手数料の収入手続きを完了したこととし	〇なお、現在は改善を図っている。	万が一レジの不備により未印字が発生してしまっ				
	ている。		た場合も確認作業を徹底し、必ず対応することと				
	〇レジの不備により、申請内容等が印字されておらず、印字		した。				
	されなかった申請書については、手書きにて対応しているも						
	のもあれば、未対応のものもあった。						
戸籍住民課にお	ける現金管理						
金種表の作成に	ついて(戸籍住民課)						
7	〇毎月の各種手数料に関しては、証明手数料取扱日報や出納	〇出納帳の正確性の確保や現金管理をより適正に行う	○証明手数料取扱日報を作成する際、併せて金種	対応済			
	帳を作成し、管理を行っている。	ためにも、係長等が定期的に出納帳の確認を行い、確	表を作成することとした。また、出納帳及び金種				
	〇納付書と証明手数料取扱日報及び出納帳を確認したとこ	認した職員のサイン等を記入し、証憑を残すことが望	表に確認者欄を設け、確認をした複数の者がサイ				
	ろ、納付書と証明手数料取扱日報は一致していたが、出納帳	ましい。	ンや押印をすることで、証憑として残すように改				
	については、一部、金額に誤差が生じていた。	〇過誤を防ぐことや、現金管理を適正に行っていると	善を図った。今後も継続して行う。				
	(※ 誤差の原因は、出納帳入力時の人為的ミスである。)	いう証憑を残すためにも、各係において証明手数料取					
		扱日報を作成する際には、金種表を導入し、その証憑					
		を残すなど正式な書面として保管されたい。					
		〇なお、現在は、証明手数料取扱日報を作成する際、					
		併せて金種表を作成することとしている。					
課内金庫におけ	る保管物の管理について(戸籍住民課)						
7	〇戸籍住民課内の金庫の保管物を実査したところ、葉書等か	〇現物資産の管理については、価値性の確認を前提と	〇課内金庫による保管においては、保管するもの	対応済			
	ら切り取られたと思われる出所不明な切手が発見された。	した棚卸しを定期的に実施する等、保管状況の確認を	を精査し、不要なものが保管されていないよう定				
		徹底されたい。	期的に確認することとした。				
		Oなお、今回の実査を受け、戸籍住民課では切手の価					
		値性に疑義があった(使用済みか判別ができない)た					
		め処分した。					

	一	元川区包括外部監査結果報古		
標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
Ⅲ その他所管課にお	おける現金及び金券管理			
現金管理における	る金種表の作成について(荒川遊園課、道路公園課)			
80	〇現金を取り扱っている課においては、取り扱う都度、金額	〇金種表を作成することは過誤を防ぐことができ、現金	〇金種表を必ず作成するとともに、確認者欄を設	対応済
	を確認している。	管理を適正に行っている痕跡を残す上でも重要である	け、確認をした複数の者がサインや押印をするこ	
	○現金の確認の際に、金種表の作成が行われていない。	ため、金種表の作成を導入されたい。加えて、確認を行	とで、証憑として残すように改善を図った。今後	
		った職員のサイン等を記入し、正式な書類として保管さ	も継続して行う。	
		れたい。		
		Oなお、現在は改善を図っている。		
金券管理における	5残高確認について (職員課、高齢者福祉課、保育課、学務課)			
80	〇金券を取り扱う際には、受払簿に記録するとともに、複数	○受払簿残高との一致を確認する際は、確認した職員の	〇受払簿に確認者欄を設け、確認をした複数の者	対応済
	の職員によって金券の残高を数え、受払簿残高との一致を確	サイン等を記入することにより、証憑を残すべきであ	がサインや押印をすることで、証憑として残すよ	
	認している。	る。	うに改善を図った。今後も継続して行う。	
	〇確認の際、職員のサイン等が記入されていないものがあっ	〇なお、現在は改善を図っている。		
	<i>t</i> =.			
 Ⅲ 有価証券(株券)	 の管理			
82	〇出資時における起案文書の保管は、概ね、適切に保管され	〇公有財産である有価証券の取得に係る起案文書は、取	○文書保存に関するルールを再度確認し、徹底す	対応済
	ていた。	   得目的や取得経過等が不明とならないよう、適切に管理	る。	
	○東京ケーブルネットワーク(株)への出資時の起案文書に	されるべきであり、各所管課の文書保存に関するルール		
	ついては、出資当初の起案文書は確認できたものの、増資に	の再確認が必要である。		
	よる追加出資に係る起案文書は、保管されていなかった。			
 > - 持ち株数の確認に	 こついて (都市計画課)			
82	〇株券不発行の株式(首都圏新都市鉄道(株)と日暮里駅整	○株式不所持申出受理通知書は出資時の株数の根拠と	○今後においては、事業年度毎に持ち株数の確認	対応済
	備(株))について、株式不所持申出受理通知書をもって株			73.50
	数の根拠としていた。	としては証拠に欠けている。		
		〇指摘を受け、再度書類を確認したところ、事業報告書		
		によって区の持ち株数が確認できた。		
		〇株券不発行の株式については、適切な財産管理の観点		
		から、今後も毎事業年度ごとに持ち株数の確認をすると		
		ともに、その証拠となる書類についても適切に管理され		
		たい。		
			1	1

+西 85	TH 小下 三田 B至	立日	辛用户基本工具内型	
標題	現状・課題	意見	意見に対する対応状況	
IX 出資による権利				
出資金残高の管理について	(財政課、経理課)			
P84	〇持分のある出資金については、有価証券と同様、財産的価	〇指摘を受け、地方公共団体金融機構及び荒川区土地	〇今後も、事業年度毎に出資口数や出資金合計額	対応済
	値のあるものである。	開発公社より、出資口数や出資金合計額が記載された	が記載された証明書類を入手し、定期的に出資金	
	〇事業年度毎に出資口数や出資金合計額が記載された証明	証明書類を入手し、確認できた。	の実在性を確認する。	
	書類を入手していない。	〇財産管理を適切に行うため、定期的に出資金の実在		
		性を確認することが望ましい。		
X 基金				
基金の積立及び取崩につい	へて(財政課)			
P86	○基金の積立額について、毎年度、今後の財政需要を勘案し	〇一般的に、基金については、保有残高が多ければ多	〇経済の先行きが極めて不透明である一方で、行	検討中
	決定しているが、中長期的にどの時点でどのぐらいの財政需	いほど将来における財政の健全性は確かに高まるが、	政需要が増大している中で、基金残高の適正水準	
	要があるかについて、客観的に確認できる資料等は作成して	中長期的な視点無しでは、各年度間における財政支出	の定義について、他自治体の動向を踏まえ、調査	
	いない。	のバランスが歪められるといった弊害がある。	研究を進めていく。	
		〇なかなか難しいとは思うが、基金残高の適正水準を		
		定義し、中長期的に当該水準が維持されるよう計画的		
		な資金の積立、取崩を行うことが望ましい。		